

今治市オープンカウンター方式による見積合せの手引き

1 オープンカウンター方式とは

オープンカウンター方式とは、物品の購入及び印刷の請負の見積合せを行う際に、その案件の仕様書等をホームページ、契約課及び各支所掲示板に公開し、参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

※ 流れは以下の3ステップです。

STEP 1 今治市のホームページ、契約課及び各支所掲示板に、オープンカウンター方式による見積合せの案件が公開されたら、内容をチェックし、参加が可能な案件の見積書を作成する。



STEP 2 作成した見積書を、提出期限までに、市役所庁舎第2別館10階契約課へ持参又は書留郵便により提出する。



STEP 3 契約の相手方となった場合には、契約課にて発注書兼納品書を受け取り、契約を行う。

(1) 対象案件について

契約課で調達する案件のうち、予定価格が10万円を超え50万円以下の物品の購入及び印刷の請負を対象に実施します。

なお、案件によっては、従来どおり見積書の提出を依頼する相手方を特定する方式の見積合せを行います。

(2) 参加資格について

①オープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者となります。

1. 今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定され、今治市と物品調達実績があること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号又は今治市契約規則第3条のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
4. 案件公開から見積書提出期限までの間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がないこと。

②前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることがあります。

(3) 地域要件について

地域要件とは、オープンカウンター方式による見積合せに参加できる者を、上記参加資格のほか事業所（本店又は契約権限を有する支店等をいう。以下同じ。）の所在地によるものとし、以下の三つの項目に定めるもので、各案件の仕様書の地域要件欄に記載されている区分の者がその案件に参加することができます。

- ① 市内業者 事業所を市内に有する有資格者
- ② 県内業者 事業所を県内に有する有資格者
- ③ 県外業者 事業所を県外に有する有資格者

(4) オープンカウンター方式による見積合せの対象案件公開について

オープンカウンター方式による見積合せの対象案件は、今治市のホームページ、契約課及び各支所掲示板に公開します。見積書は見積書提出期限までに提出してください。（時間厳守）

なお、対象案件がない場合、公開はありません。

(5) 見積書の提出について

①提出期限

対象案件ごとに提出期限を定めます。

②提出方法

封筒に入れて糊付けし、封筒の表面に参加する「案件名・案件番号・業者名」を記入し、「見積書在中」と朱書きのうえ、見積書提出期限までに市役所庁舎第2別館10階契約課へ持参又は書留郵便により提出してください。

③留意事項

見積書の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

1. 案件番号、見積日付、住所、商号又は名称、代表者職氏名、案件名、見積金額及びその内訳を記載し、今治市への届出印を押印すること。
2. 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の税額を含む金額で記載すること。
3. 一度提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(6) 見積書の無効について

次のいずれかに該当する見積書は無効となります。

- ① 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- ② 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書
- ③ 金額を訂正した見積書
- ④ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない見積書
- ⑤ 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- ⑥ 明らかに連合によると認められる見積書
- ⑦ 同一の案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした見積書
- ⑧ 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- ⑨ その他オープンカウンター方式に関する要件に違反した見積書

(7) 案件に対する質疑について

参加を希望する案件について質疑がある場合には、仕様書に記載の質疑書提出期限までに、案件番号と案件名を明記したうえで契約課へ質疑書をご提出ください。(提出方法はFAX:0898-32-5284 又は電子メール:keiyaku@imabari-city.jp で受け付けます。)

回答は、今治市ホームページ、契約課及び各支所掲示板に公開します。

(8) 同等品の選定について

仕様書の同等品の可否欄に「可」の文字が記載されている物品は、同等品での見積りを行うことが可能です。同等品を選定する場合には、同等品選定期限までに同等品承認申請書と、選定する同等品に規格や詳細がわかるカタログ等を発注課まで提出し、承認を受けてから見積るようしてください。

同等品の承認を受けた場合には、見積書と一緒に同等品承認申請書の写しを封筒に入れてご提出ください。

なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効です。

(9) 契約の相手方の決定について

①有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方として決定します。

②最低の価格をもって見積をした者が2者以上ある場合は、契約課物品契約係以外の職員によるくじにより契約の相手方を決定します。

③予定価格の制限の範囲内の見積書が無かった場合は、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者と随意契約の協議を行います。

なお、最低の価格をもって有効な見積書の提出をした者と協議をした結果、決定に至らなかった場合には不調となります。

④見積書の提出がなかった場合は、不調となります。

⑤不調の場合は、従来通り指名による見積合せ、又は、仕様等を変更のうえ再度オープンカウンター方式による見積合せを行います。

(10) 見積結果の公表について

オープンカウンター方式による見積合せの結果については、原則今治市のホームページ及び契約課及び各支所掲示板に公開します。(電話での結果の問い合わせは受け付けませんので予めご了承ください。)

契約の相手方となる者につきましては電話で通知しますので、速やかに契約課にて発注書兼納品書を受領してください。

(11) オープンカウンター方式による見積合せの様式について

オープンカウンター方式による見積合せで提出する見積書、同等品承認及びオープンカウンター質疑書の様式は次ページからの「2 様式及び記入例」のとおりです。

なお、様式は今治市ホームページにも掲載しています。

2 様式及び記入例

- ・見積書（様式オー 1 号）
- ・見積書（様式オー 1 号）記入例
- ・オープンカウンター質疑書（様式オー 2 号）
- ・同等品承認申請書（様式オー 3 号）
- ・同等品承認申請書（様式オー 3 号）記入例